

各務原都市計画地区計画の決定（各務原市決定）

各務原都市計画 熊田地区 地区計画を次のように決定する。

名 称	熊田地区地区計画	
位 置	各務原市蘇原熊田町3丁目の一部、蘇原古市場町4丁目 の一部及び蘇原野口町6丁目の一部	
面 積	約7.2ha	
区域の整備 ・ 開発及び 保全の 方針	地区計画の 目標	<p>当地区は、県道那加各務線の北側に位置し、この県道に面した地区を除く地区全域が昭和42年から昭和49年にかけて土地改良事業が施行され地区内の区画道路は土地区画整理事業の設計基準に近い道路配置で整備されている地区である。</p> <p>地区の土地利用状況は、県道沿いには商業施設が立地しており又その他は住宅が点在している。</p> <p>このため地区計画を策定し良好な住環境を形成し保持することを目標とする。</p>
	土地利用の 方針	<p>県道那加各務線沿いについては、周辺の環境を配慮し地区住民の日常買廻品の商業地として保持し、その他の地区については、良好な住宅地の形成を図る。</p>
	地区施設の 整備の方針	<p>道路については、骨格となる県道那加各務線と一体的に補助幹線（幅員9～10m）及び区画道路がすでに適正に整備されている地区であるため、地区施設機能が損なわれないよう維持、保全を図る。</p> <p>また、後川北側の地区については、区画道路（幅員6m）を適正に配置する。</p>
	建築物等の 整備の方針	<p>敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止するため敷地面積の最低規模規制により、良好な住環境の形成とその維持保全を図る。</p>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路			
		名 称	幅 員	延 長	備 考
		区画道路1号	6.0 m	約 269 m	新 設
		〃 2号	6.0 m	約 44 m	新 設
		〃 3号	6.0 m	約 39 m	拡 幅
	〃 4号	6.0 m	約 325 m	拡 幅	
地区整備計画	建築物に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度			160平方メートル

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」